主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告趣意のうち、判例違反をいう点の実質は、申立人提出の証拠が刑訴法四 三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定 の判断を論難する事実誤認、単なる法令違反の主張であり、その余は、事実誤認、 単なる法令違反の主張であつて、同法四三三条の適法な抗告理由に当たらない。

なお、記録によれば、申立人提出にかかる証拠の明白性を否定して本件再審請求 を棄却すべきものとした原決定の判断は、正当として是認することができる。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

## 昭和六二年二月五日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	香	Ш	保	_
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	藤	島		昭
裁判官	林		藤之	. 輔